松本圏域　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針　計画概要

〔　松本都市計画区域（松本市）　塩尻都市計画区域（塩尻市）　安曇野都市計画区域（安曇野市）　〕

計画策定の目的

人口減少、少子高齢化が更に進展する中で、今後も持続可能な形で行政サービスを提供するためには、市間、県・市間の連携が一層重要となっている。一方で、本県では消防やごみ処理、上下水道などの行政サービスの広域化を進めていることに加え、長野県都市計画ビジョンでは本県を 10 の生活圏に分け、圏域単位の都市づくりの考え方を示している。これらの背景を踏まえ都市計画を推進するため、広域的見地から、関係市や住民の意向を反映しながら、都市計画法第六条の二に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定する。

都市計画の目標

目標年次	
都市計画の基本的な目標	市街化区域の規模や都市施設などの整備目標
令和 22 年	令和 12 年

計画の対象区域
都市計画区域

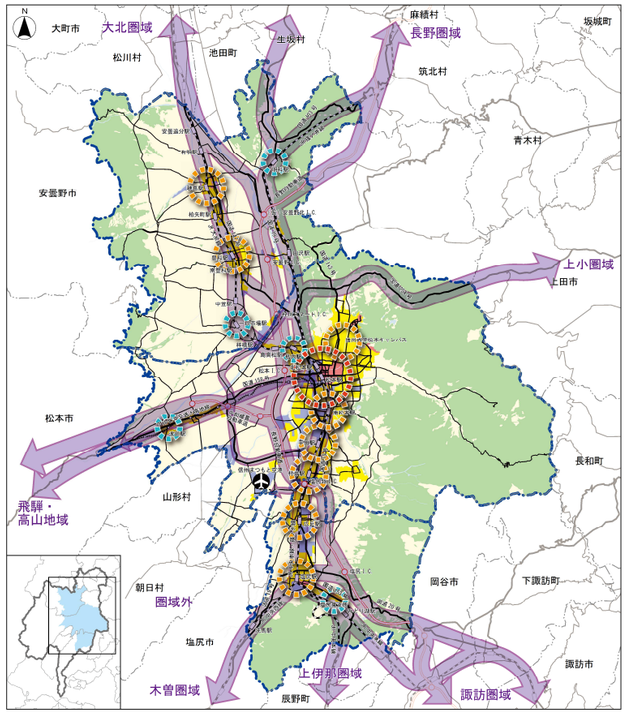
都市づくりの基本理念・都市づくりの目標

都市・アルプスの自然・松本平・安曇野の田園風景が調和する健やかで活力のある田園都市

～自然の恵みあふれるふるさとのまちづくり～

①広域的な交流と中信地方の都市活動を支える機能が集積するコンパクトな都市づくり	④豊かな自然、美しい田園の保全と集落のコミュニティの維持
②県下有数の工業及び研究拠点の機能の維持、強化	⑤災害に強いしなやかな圏域の形成
③松本城等の歴史文化遺産と調和した都市空間の形成と回遊性の向上	⑥広域交通網の更なる強化と生活・産業・観光を支える交通体系の強化

将来の圏域構造



凡例	定義
圏域中枢拠点	広域の都市機能が集まり、圏域の要として都市活動を支え、高次のサービスを提供する地域。
広域都市拠点	圏域中枢拠点を補完しつつ、圏域内の市内の日常生活圏を支える中核的な役割を担う拠点
生活連携拠点	広域都市拠点を補完し、市内の日常生活圏を支える最も身近な生活サービスを提供する拠点
広域連携軸	圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う軸
地域連携軸	広域連携軸を補完し、主に圏域内の各市を結ぶ交通を担う軸

区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

定量的、定性的な判断指標に基づき、区域区分の決定の有無は以下の通りとする。

県の定量評価と地域特性の検討を踏まえ、計画的な市街地形成や基盤整備、農地・田園環境の保全、土地利用の適切な誘導を図るため、区域区分の継続又は土地利用関連制度の活用を推進する。

都市計画区域	区域区分の有無
松本、塩尻	区域区分を定める
安曇野	区域区分を定めない

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口は調整中。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用	主要用途の配置の方針	商業業務系ゾーン	圏域構造に位置づけた拠点
		工業流通系ゾーン	用途地域の縁辺部、既存の工業団地や一般国道 19 号を始めとした幹線道路の沿道
		住宅系ゾーン	商業業務系ゾーンの周辺、鉄道駅の周辺、一般国道 19 号を始めとした幹線道路の沿道
	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	商業地における建物の密度の構成	松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区や大門地区では高密度な土地利用
		工業地における建物の密度の構成	松本都市計画区域では西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地は低密度な土地利用 塩尻都市計画区域の工業団地は高密度、高機能な土地利用の推進
		住宅地における建物の密度の構成	蟻ヶ崎、岡田、横田･惣社、北原町･美芳町などの戸建て住宅を中心とした低層住宅地は低密度を維持、その他の住宅地では中密度な土地利用の推進
	市街地における住宅建設の方針		公営住宅、高齢者･障がい者向け住宅などの既存ストックや空き家の有効活用、住宅のユニバーサルデザインの普及
	市街地の土地利用の方針	土地の高度利用	中心市街地の都市基盤の活用、定住促進と高度利用の推進、各拠点においては立地適正化計画等により施設立地の誘導･機能強化
		用途転換、用途純化又は用途の複合化	工業施設と住宅等が混在する地区、工業団地等での産業構造の変化に応じ用途転換･用途純化の推進
		居住環境の改善又は維持	各都市計画区域で耐震化をはじめとした防災性向上、基盤整備や土地利用規制等の推進による安全で良好な居住環境の改善･維持
		市街化区域内(都市内)の緑地又は都市の風致の維持	市街地の緑地･農地･樹林地や歴史･文化施設を残しながら景観を保全し、景観計画等により良好な街なみと風致の維持向上
	その他の土地利用の方針	優良な農地との健全な調和	農用地区域は農地法の適切な運用及び、長野県農業進行地域整備方針を通じた保全
		災害防止の観点から必要な市街化の抑制	土砂災害特別警戒区域等の区域での、危険周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策の推進、砂防法等の指定区域内の土砂災害を誘発する行為の制限、市街地の水害に対する都市計画法等の法制度を活用した土地利用の制限
		自然環境形成の観点から必要な保全	本圏域を取り巻く森林資源の適切な維持保全、生物多様性にも配慮した良好な自然景観の保全、観光レクリエーションゾーンとしての観光拠点の形成･活用
		秩序ある(計画的)な都市的土地利用の実現	幹線道路沿線等で開発需要が予想される地区や用途地域の拡大等の適切な土地利用の誘導、既存集落の良好な生活環境の維持、向上が必要な区域での地区計画の活用
都市施設	交通施設		住民のモビリティの確保･向上を図るための交通施設の整備とその運用面での充実、並びに交通機関相互の連携強化の促進、圏域内外、圏域内の各都市の連携を図る広域交通体系ネットワークの形成
	下水道及び河川		下水道整備の推進、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、広域化･共同化の推進。松本圏域河川整備計画に基づく、河川流域の未改修部分の河川整備を行いながら「流域治水」によりハードとソフトが一体となった事前防災
	その他の都市施設		ごみ処理施設、火葬場等の、地域住民等の合意形成のもとでの環境負荷の低減への配慮と、土地利用や基盤整備に関する都市計画との整合が図られた適切な整備、維持及び管理の促進
市街地開発事業			拠点の市街地：計画的な市街地整備と商業の一体的･総合的な施策等による市街地活性化 市街化進行地域：地域の実情に応じた土地区画整理事業や地区計画等を活用した良好な市街地形成 新市街地：良好な都市基盤を活かした地区計画等の活用による魅力的な市街地の形成 市街化区域内の低･未利用地：市街化区域内に小さく散在する低･未利用地での民間開発の誘導

自然的環境	基本方針	グリーンインフラの活用の取組を推進することによる、自然との調和のとれた都市づくりの推進	
	主要な緑地の配置の方針	環境保全系統	八ヶ岳中信高原国定公園等の良好な植物群落、安曇野わさび田湧水群、犀川や梓川の水辺、水田、社寺林や屋敷林等の保全
		レクリエーション系統	河川空間とまち空間が融合した緑地ネットワークの形成、広域公園、総合公園、運動公園を地域のレクリエーション施設として充実を図る
		防災系統	地域防災計画による避難地との機能分担および公園緑地の配置、延焼遮断効果のある緑地の整備・保全
		景観系統	史跡松本城整備基本計画等に基づく周辺景観、風土に配慮した史跡公園の整備、松本市発祥の「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用した緑地景観の整備

主要な施設の整備目標

都市施設		おおむね 10 年以内に整備することを予定する主な施設等		
交通施設	道路	松本	都市計画道路 （1・4・1松本波田線、3・2・12内環状北線、3・2・29長野飯田線、3・2・43内環状南線、3・3・15松本駅北小松線、3・3・39都市環状西線、3・4・11宮渕新橋北小松線、3・4・22小池平田線、3・4・34中条白板線、3・4・46出川双葉線、3・4・47芳野双葉線、3・4・52博労町栄町線、3・5・6出川浅間線、3・5・25南松本駅石芝線）	
		塩尻	都市計画道路 （3・2・14高出吉田線、3・4・16広丘西通線、3・4・17広丘東通線、3・4・19高原通線）	
		安曇野	都市計画道路 （3・4・5神明通線、3・5・3東町通線、3・5・6吉野線、3・6・23松本糸魚川連絡道路穂高明科線）主要地方道安曇野インター堀金線（拾ヶ堰橋北交差点以西）[注1] [注1]：路線名については未定	
下水道及び河川	下水道	松本	汚水	・犀川安曇野流域下水道安曇野処理区 ・松本市特定環境保全公共下水道安曇野処理区（犀川安曇野流域下水道関連） ・松本市公共下水道（宮渕処理区、両島処理区、波田処理区） ・松本市特定環境保全公共下水道（西南処理区、島立処理区、中山処理区、内田処理区、山辺処理区、稲倉処理区、四賀処理区）
			雨水	・松本市公共下水道宮渕処理区内の排水区 ・松本市公共下水道両島処理区内の排水区
		塩尻	汚水	・塩尻市公共下水道塩尻処理区 ・塩尻市公共関連特定環境保全公共下水道片丘処理区 ・塩尻市公共関連特定環境保全公共下水道太田・洗馬処理区
			雨水	・塩尻市公共下水道塩尻処理区内の排水区
		安曇野	汚水	・犀川安曇野流域下水道安曇野処理区 ・安曇野市公共下水道安曇野処理区（犀川安曇野流域下水道関連） ・安曇野市特定環境保全公共下水道安曇野処理区（犀川安曇野流域下水道関連） ・安曇野市公共下水道明科処理区
			雨水	・安曇野市公共下水道明科処理区内の排水区
	河川	松本	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川	
		塩尻	奈良井川、田川	
		安曇野	黒沢川	

市街地整備の目標

市街地開発事業	おおむね 10 年以内に実施を予定する市街地開発事業	
土地区画整理事業	調整中	
市街地再開発事業	塩尻	大門地区（約 0.4ha）

主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する公園等の公共空地	
松本	【総合公園】アルプス公園 【総合公園】松本城公園
塩尻	【地区公園】塩尻北部公園

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図
松本圏域（松本市・塩尻市・安曇野市）

